

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日と翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則(交通・土地対策課)
- ◇ 告 示 監視区域の指定(〃)

公布された規則のあらまし

◇ 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則

一 監視区域内における土地売買等の契約のうち、締結しようとする場合には知事に当事者の氏名その他の事項を届け出なければならぬこととなる土地売買等の契約に係る面積の基準は、次の表に掲げる区域に応じ、それぞれ同表に定めるところとすることとした。

## 規 則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

区 域	面積の基準
1 鳥取都市計画区域として指定された区域 (一) 鳥取市今町一丁目、今町二丁目、永楽温泉町、扇町、瓦町、行徳、幸町、栄町、末広温泉町、天神町、富安二丁目、東品治町、南町、弥生町、吉方温泉一丁目及び吉方温泉三丁目の区域のうち都市計画法による商業地域と定められている区域 (二) その他の区域	三百平方メートル
2 米子境港市計画区域として指定された区域	五百平方メートル

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則をここに公布する。

平成二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条第二項第一号に規定する規則で定める面積は、次の各号に掲げる区域に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により鳥取都市計画区域として指定された区域

- イ 鳥取市今町一丁目、今町二丁目、永楽温泉町、扇町、瓦町、行徳、幸町、栄町、末広温泉町、天神町、富安二丁目、東品治町、南町、弥生町、吉方温泉一丁目及び吉方温泉三丁目の区域のうち都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域と定められている区域
- 三百平方メートル

ロ イに掲げる区域以外の区域 五百平方メートル

二 都市計画法第五条の規定により米子境港都市計画区域として指定された区域 五百平方メートル

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百八十五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり監視区域を指定するので、同条第三項において準用する同法第十二条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、鳥取県企画部交通・土地対策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定する区域

1 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により鳥取都市計画区域として指定された区域

- (一) 鳥取市今町一丁目、今町二丁目、永楽温泉町、扇町、瓦町、行徳、幸町、栄町、末広温泉町、天神町、富安二丁目、東品治町、南町、弥生町、吉方温泉一丁目及び吉方温泉三丁目の区域のうち都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域と定められている区域

- (二) 鳥取市相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、秋里、岩倉、岩吉、上町、江崎町、江津、戎町、大榎町、大代、桶屋町、面影一丁目、御弓町、覚寺、掛出町、鍛冶町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、桂木、桂見、叶、叶一丁目、上魚町、賀露町、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、行徳、雲山、栗谷町、玄好町、興南町、五反田町、

寿町、湖山町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、  
 湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町西一丁  
 目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、湖山町南  
 一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山  
 町南五丁目、材木町、幸町、桜谷、商栄町、尚徳町、正蓮寺、職人  
 町、新町、新、新品治町、大覚寺、大工町頭、滝山、田島、立川町  
 一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁  
 目、立川町六丁目、立川町七丁目、茶町、津ノ井、寺町、田園町一  
 丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、天神町、徳尾  
 徳吉、富安、富安一丁目、中町、南栄町、二階町一丁目、二階町二  
 丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、西町一丁目、西町二丁目、西  
 町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西大路、西品治、馬場町、浜  
 坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁  
 目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂東一丁目、東町一丁目、東町二  
 丁目、東町三丁目、東今在家、伏野、布勢、船木、古市、古海、卯  
 垣、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁  
 目、庵丁人町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目  
 本町五丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、の場、  
 丸山町、三津、南町、南隈、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方  
 三丁目、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、宮長、元町、  
 元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、元大  
 工町、薬師町、安長、湯所町一丁目、湯所町二丁目、吉方、吉方町  
 一丁目、吉方町二丁目、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温  
 泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉成、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成

三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目及び若桜町並びに若美郡  
 国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、奥谷一丁目、  
 奥谷二丁目、奥谷三丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三  
 丁目、新通り四丁目、新町一丁目、新町二丁目、分上一丁目、分上  
 二丁目、分上三丁目、分上四丁目、町屋及び宮下の区域のうち都市  
 計画法第七条第一項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」と  
 いう。）と定められている区域（一）に掲げる区域を除く。）

2 都市計画法第五条の規定により米子境港都市計画区域として指定さ  
 れた区域

米子市朝日町、愛宕町、安倍、岩倉町、陰田町、内町、大谷町、尾  
 高町、皆生、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、角  
 盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、上後藤、  
 上福原、加茂町一丁目、加茂町二丁目、勝田町、観音寺、祇園町一丁  
 目、祇園町二丁目、錦海町一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、車  
 尾、久米町、栲町一丁目、栲町二丁目、紺屋町、塩町、昭和町、末広  
 町、大工町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、茶  
 町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁  
 目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、中町、中島、長砂町、灘町一丁目  
 灘町二丁目、灘町三丁目、西町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁  
 目、西倉吉町、西福原、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、  
 博労町四丁目、旗ヶ崎、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎三丁目、  
 旗ヶ崎四丁目、旗ヶ崎五丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、旗ヶ崎  
 八丁目、旗ヶ崎九丁目、花園町、東町、東倉吉町、東福原、東山町、  
 日野町、日ノ出町、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、法

勝寺町、万能町、三旗町、美吉、明治町、目久美町、弥生町、陽田町、  
四日市町、米原及び両三柳の区域のうち市街化区域と定められている  
区域

二 指定の期間

平成二年九月二十五日から平成七年九月二十四日まで

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】